

議案第57号

沼田市都市計画税条例の一部を改正する条例について

沼田市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年8月27日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市都市計画税条例の一部を改正する条例

沼田市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

下倉塚	一部	344番から360番2まで、360番4から361番2まで、361番4から362番2まで、363番2から366番2まで、367番2、367番3、368番1、368番2、369番から380番2まで、381番1、381番2
-----	----	--

を

下倉塚	一部	344番から360番2まで、360番4から361番2まで、361番4から362番2まで、363番2から366番2まで、367番2、367番3、368番1、368番2、369番から380番2まで、381番1、381番2
古道東	一部	531番から542番まで

に、

林ノ上	全域	
-----	----	--

を

林ノ上	全域	
佐々木	一部	757番1
佐々木浦	一部	794番1から800番1まで

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。